

石綿則の改正

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま (R4.1)

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限り。以下、本資料において同様。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_u_roudou/roudoukijun/seki-men/other/pamph/index.html



石綿パンフレット等 厚生労働省

特定化学物質の法改正

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、令和3年4月1日から施行・適用します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/anken_00012.html



溶接ヒューム 静岡労働局

心の健康の保持増進のための指針

職場における心の健康づくり

～労働者の心の健康の保持増進のための指針～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html



健康保持増進のための手引き

治療と仕事の両立支援

厚生労働省 治療と仕事の両立支援ナビ

就業前・就業中・就業後 支援を受ける方へ 医療機関・支援機関の方へ 両立支援とは？ 取組事例 お役立ちコンテンツ シンポジウム

両立支援に取り組みにはどのようなことから始めればよい？

両立支援を受けるとは？

コーディネーター養成研修について 職場情報、診療報酬について

お役立ちコンテンツ

両立支援とは？

2022年度 治療と仕事の両立支援 シンポジウムを振り返る

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援ナビ